

魅力ある観光地づくりの財源の検討について

令和6年7月8日開催 第1回指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会

(1) 観光財源となり得る地方自治体の歳入	・ ・ ・ ・ ・ P 1
(2) 地方自治体の自主財源の比較検討①	・ ・ ・ ・ ・ P 2
(2) 地方自治体の自主財源の比較検討②	・ ・ ・ ・ ・ P 3
(3) 「課税自主権」を活用した自主財源の比較検討	・ ・ ・ ・ ・ P 4
(4) 観光行動に着目した課税対象の比較検討	・ ・ ・ ・ ・ P 5
(参考1) 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等	・ ・ P 6
(参考2) 法定外税の状況	・ ・ ・ ・ ・ P 7

(1) 観光財源となり得る地方自治体の歳入

1

区分	自主財源			依存財源
一般財源	地方税	普通税	税の使途が特定されておらず、一般経費に充てるために課される税 (例) 市民税、固定資産税	地方交付税 地方譲与税 地方特例金 など
		目的税	税の使途があらかじめ定められており、特定の目的のために課される税 (例) 入湯税、都市計画税	
特定財源	分担金・負担金 使用料 手数料 寄附金 協力金 など			国庫支出金 地方債 など
指宿市 (R6予算)	84.8億円 (31.6%)			183.5億円 (68.4%)
	令和6年度当初予算 268億2,700万円			

(2) 地方自治体の自主財源の比較検討①

種 類	内 容
地方税	法定外税 ：地方団体が条例で定めて新設できる税目。新設に当たっては、総務大臣の同意が必要。 （例）○歴史と文化の環境税（法定外普通税） ○宿泊税（法定外目的税） 超過課税 ：地方団体が標準税率を超える税率を条例で定めて課税すること。 （例）○入湯税の超過課税
分担金 ・負担金	地方公共団体が行う特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収するもの。 （例）○保育料（児童措置費保護者徴収金） ○児童育成クラブ利用者負担金
使用料	行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの。 （例）○市営住宅使用料 ○動植物園入園料 ○道路占用料
手数料	特定の者の提供する役務に対し、その対価として徴収するもの。 （例）○ごみ処理手数料（家庭ごみ、大型ごみ、埋立ごみ ほか） ○戸籍住民登録手数料
寄附金	無償で金銭その他の財産を供与するもの。 （例）○ふるさと応援寄附金 企業版ふるさと納税
協力金	任意で集める財源。強制力を持たず、安定性に欠けるが、条例や総務省の同意が必要ないことから比較的導入しやすい。 （例）○入山料等の協力金 ○世界遺産集落保全協力金

(2) 地方自治体の自主財源の比較検討②

種 類	安定性・継続性	受益と負担	規 模
地方税	<u>安定的・継続的な確保が可能</u>	<u>受益者を広く設定し、負担を求めることが可能</u>	対象者の設定等により <u>規模の確保は可能</u>
分担金 ・負担金	特定の事業に係るため <u>安定的であるが継続的な確保が難しい</u>	受益者を個別に特定し、 <u>受益の範囲内で負担を求める必要がある</u>	受益者を個別に特定する 必要があり、 <u>規模は限定的</u>
使用料	<u>安定的・継続的な確保が可能</u>		施設等利用者、役務提供 先からの徴収となるため、 <u>規模は限定的</u>
手数料			
寄附金	善意や協力に基づくため、 <u>安定的・継続的な確保が難しい</u>	善意や協力によるため、 <u>受益者が必ずしも負担する必要はない</u>	対象者の設定により <u>規模の確保は可能</u>
協力金	善意や協力に基づくため、 <u>安定的・継続的な確保が難しい</u>	善意や協力によるため、 <u>受益者が必ずしも負担する必要はない</u>	受益者を個別に特定する 必要があり、 <u>規模は限定的</u>

(3) 「課税自主権 (※1)」を活用した自主財源の比較検討

4

種 類		導入事例	安定性・継続性、受益と負担、規模 等
地 方 税	法定外税	法定外普通税	・ <u>安定的、継続的な確保が可能</u> ・ 目的税に比べ、<u>受益と負担の関連性は薄い</u> ・ 収納した税は一般財源に充当されるため、<u>目的税に比べ、特定の財政需要を満たすことが難しい</u>
		○歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市)	
		法定外目的税	
		○宿泊税 (福岡市等 9 団体) (※2)	・ <u>安定的、継続的な確保が可能</u> ・ 目的税は、<u>受益と負担の関連性が明確である</u> ・ <u>必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる</u>
	超過課税	○入湯税の超過課税 (大分県別府市等 12 団体) (※3)	・ <u>安定的、継続的な確保が可能</u> ・ 既存の税のうち、入湯税(法定目的税)は、地方税法により税収を観光振興に要する費用に充当できると定められているが、<u>課税対象が入湯者に限られているため、規模の確保が難しい</u>

(※1) 地方団体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税すること

(※2) R6.4.1現在、(※3) R5.4.1現在 いずれも総務省HP、入湯税の標準税率は1人1日150円とされている。

(4) 観光行動に着目した課税対象の比較検討

5

観光行動		課税対象	課税対象の補足	課税対象の捕捉に係る行政（徴税）コスト
入域	旅行者の一般的な観光行動の流れ	指宿市への入域行為 (指宿市内に入る行為)	入域行為は多岐に亘り、捕捉が難しい	入域行為の把握が難しく、課税に莫大な行政コストがかかる
宿泊		ホテルや旅館等への宿泊行為	他の対象に比べると、 <u>比較的捕捉がし易い</u>	関連する事業者数が少なく、 <u>行政コストが比較的にかからない</u>
交通機関利用		交通機関（鉄道、バス、市電、タクシー、船舶等）の利用	市民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難であり、捕捉が難しい	関連する事業者数が多く、課税に莫大な行政コストがかかる
駐車場利用		有料駐車場の利用		
飲食		飲食店等での飲食行為		
おみやげ購入		土産品店等での土産品購入		

(参考1) 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

第1. 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- (3) (1)及び(2)のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

(1)「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。

(2)「地方公共団体における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。

(3)「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策及び租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

(参考2) 法定外税の状況 (総務省HPから抜粋)

法定外税の状況				(令和6年4月1日現在) (令和4年度決算額) (単位:億円)	
令和4年度決算額 731億円 (地方税収額に占める割合 0.17%)					
1 法定外普通税 [538億円(22件 ^(※1))]		2 法定外目的税 [193億円(45件 ^(※1))]			
[都道府県]		[都道府県]			
石油価格調整税	沖縄県	9	産業廃棄物税等 ^(※5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	73
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	294	宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	40
核燃料等取扱税	茨城県	12	乗鞍環境保全税	岐阜県	0.1
核燃料物質等取扱税	青森県	195			
再生可能エネルギー地域共生促進税	宮城県 ^(※2)	—			
計	14件	510	計	31件	113
[市区町村]		[市区町村]			
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5	遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.6	環境未来税	北九州市(福岡県)	12
使用済核燃料税 ^(※3)	薩摩川内市(鹿児島県)、伊方町(愛媛県)、柏崎市(新潟県)	17	使用済核燃料税	玄海町(佐賀県)	5
	むつ市(青森県) 施行時期未定 ^(※4)		環境協力税等 ^(※6)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村(沖縄県)	0.3
狭小戸集合住宅税	豊島区(東京都)	3	開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)	0.5
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	3	宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)、倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、北九州市(福岡県)、長崎市(長崎県) ^(※2)	63
宮島訪問税	廿日市市(広島県) ^(※2)	—		ニセコ町(北海道) 86.11.1施行予定	
非居住宅利活用促進税	京都市(京都府) 施行時期未定 ^(※4)	—			
計	8件 ^(※1)	28	計	14件 ^(※1)	80

合計:67件(法定外普通税22件^(※1)、法定外目的税45件^(※1)) / 実施団体数:55団体(34都道府県、21市区町村^(※1))(重複除き)

※1 件数には、令和6年4月1日現在、条例未施行のものは含んでいない。

※2 再生可能エネルギー地域共生促進税(宮城県)は令和6年4月1日に、宮島訪問税(廿日市市)は令和5年9月1日に、宿泊税(長崎市)は令和5年4月1日に施行されたものであり、令和4年度の徴収実績はない。

※3 使用済核燃料税(薩摩川内市、伊方町、柏崎市、使用済核燃料税(むつ市)など実施団体ににより名称に差異があるが、使用済核燃料貯蔵施設への使用済核燃料の貯蔵を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。

※4 使用済核燃料税(むつ市)は令和4年9月6日に、非居住宅利活用促進税(京都市)は令和5年3月24日に総務省の同意が行われたが、令和6年4月1日現在、施行時期は未定である。

※5 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(島根県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体ににより名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

※6 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、美ら島税(座間味村)など実施団体ににより名称に差異があるが、地方団体区域への入域を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。

※7 四捨五入の関係上、各税目の決算額の合計額が「計」の欄と一致しないことがある。